

○本学会では、「利益相反マネジメント規程及び運用細則」を制定し、開催される学術集会等において適用することになりました。つきましては、本カンファランスにおきましても、発表者（筆頭者のみ）の方々は、発表内容に関連する利益相反状態の開示が必要となります。利益相反の開示方法は以下の通りとします。

○口頭発表の場合

- ・タイトルスライドを設け、タイトルスライド内、もしくは2枚目（タイトルスライドの後）に、開示をしてください。

○ポスター発表の場合

- ・ポスターの下端に記載してください。

いずれも、開示の対象、基準に該当しない場合であっても「開示すべき利益相反はありません。」と記載してください。

※必要な項目が記載されていれば書式は任意のもので差し支えありません。

第7回フレッシューズ・カンファランス
利益相反の開示
筆頭発表者名：○○ ○○

私の今回の演題に関連して
開示すべき利益相反は以下のとおりです。

研究費：○○製薬、××薬品工業、□□株式会社
役員・顧問職：××社
株：△△株式会社
特許使用料
講演料：○○製薬、××薬品
寄付講座：△△製薬

第7回フレッシューズ・カンファランス
利益相反の開示
筆頭発表者名：○○ ○○

私は今回の演題に関連して、
開示すべき利益相反はありません。

開示の対象と基準につきましては「利益相反マネジメント規程」第5条に記載されていますが、以下にその抜粋を示します。
 <開示の対象と基準> （一社）日本医療薬学会 利益相反マネジメント規程より抜粋

	内容の説明	申告の基準種類
企業または営利を目的とした団体の社員、役員、顧問職	企業または団体からの報酬額	100万円以上
株の所有	企業についての1年間の株式による利益（配当、売却益の総和）または当該企業の全株式の保有率	100万円以上 または 5%以上
特許権使用料	特許権に対する使用料の年間合計額	100万円以上
講演料等	企業または営利を目的とした団体から、会議の出席（講演・座長）等に対し、研究者を拘束した時間・労力に対して支払われた日当、講演料の年間合計額	50万円以上
原稿料	企業または営利を目的とした団体からパンフレットなどの執筆に対して支払われた原稿料の年間合計額	50万円以上
奨学寄付金（指定寄付金）	企業または営利を目的とした団体から支払われた研究費または奨学寄付金の年間合計額	100万円以上
訴訟	訴訟等に際して1つの企業または営利を目的とした団体から支払われる顧問料および謝礼の年間合計額	10万円以上
寄付講座	企業または営利を目的とした団体から寄附講座の提供あるいは、申告者の給与が寄附講座または企業からの外部資金によってまかなわれている場合	事実を記載
研究員・非常勤講師・客員教員・社会人大学院生等の受入	企業または営利を目的とした団体から研究員・非常勤講師・客員教員・社会人大学院生等を受け入れている場合	事実を記載
その他の報酬	企業または団体から受けたその他の報酬（研究とは直接無関係な旅行、贈答品など）の年間合計額	5万円以上